

令和4年 第2回芦屋町議会定例会 一般質問通告書

氏名	件名	要旨	備考
<p>松岡 泉 [一問一答方式]</p>	<p>1. 乳幼児健診について</p>	<p>子どもの健康診査等は関係法規に基づき行われているが、残念ながら疾病の早期発見や早期治療に繋がらないケースもある。先進地では、対策として最新検査器の導入を促進し、子どもたちの健やかな成長に努めている。町の乳幼児健診が適切に行われているのか、伺う。</p> <p>(1) 子どもの健診の実施状況について。</p> <p>(2) 新生児の聴覚検査について。</p> <p>(3) 3歳児健診の視覚検査について。</p>	
	<p>2. ヤングケアラー支援について</p>	<p>国は、家族の介護や世話などを日常的に行う18歳未満の子ども、いわゆる「ヤングケアラー」への支援を強化する。家族のために献身する子どもの行動は尊いが、それが原因で自分の将来に希望が持てないようなことがあってはならない。一人一人が思い描く人生を歩めるよう、町としても寄り添える支援に取り組むべきと考え、その支援の方向性を伺う。</p> <p>(1) 国の支援強化策について。</p> <p>(2) 町の支援の方向性は。</p> <p>(3) 町の支援強化策は。</p>	

令和4年 第2回芦屋町議会定例会 一般質問通告書

氏名	件名	要旨	備考
川上 誠一 [一問一答方式]	1. インボイス制度について	<p>2023年10月から導入される「インボイス制度」実施に向けて今年10月からインボイス発行事業者の登録申請が始まる。インボイス（適格請求書等保存方式）とは、税務署が発行する登録番号を記載した取引ごとにやり取りする伝票のことで、8%と10%の税率ごとにまとめた金額を記載するものである。このインボイスと呼ばれる伝票を基に消費税の納税額を計算する仕組みが「インボイス制度」である。現行の「帳簿方式」では、課税売上が1,000万円以下で消費税の納税が免税されている「免除業者」から課税業者が仕入れをしても「仕入れ税額控除」ができる。</p> <p>しかし、2023年10月に納税額の計算方法が「適格方式」に変更され、仕入れや経費を支払う相手先からインボイスがもらえないと、売り上げにかかる消費税から差し引くことができず、課税業者としては消費税の納入額が増えてしまうことになる。すると、課税業者は免除業者からの仕入れをやめるなど、免除業者は取引から排除される心配がある。あるいは単価の切り下げを求められることや、課税業者になるように要求され消費税の納入が必要になるなど免除業者は廃業の危機に瀕することになる。</p> <p>免除業者は個人事業主も含まれる。零細の飲食店や建設業の一人親方、農漁業者など幅広い事業者が影響を受けることになる。そこで伺う。</p> <p>(1) インボイス制度の影響をどう見ているのか。また、1,000万円以下の免税事業者はどのくらいいるのか。</p> <p>(2) 事業者の中に混乱が予想されるため、相談窓口の設置が必要と思うが如何か。</p> <p>(3) 企業会計への影響は考えられるか。</p> <p>(4) 町長は会社経営者の経験からインボイスの導入をどう考えるのか。</p>	
	2. 加齢性難聴の補聴器購入助成について	<p>歳を取ると耳が遠くなる＝いわゆる加齢性難聴は日常生活を不便にするだけでなく、社会活動の減少やコミュニケーションを困難にし、うつ病や認知症の危険因子にもなると指摘されるようになった。</p> <p>国の制度としては障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度がある。しかし聴力が70デシベル以上の重度・高度に限っており、対象者もわずかで、約9割の方が自己負担で補聴器を購入している。</p> <p>国の制度から外れた中等度の難聴者を対象にして補助制度を作る自治体が増えており、多くが2万円から3万円の現金給付となっている。補聴器は30万円から40万円のものも多く、「補助があればそれでも助かる」と喜ばれている。芦屋町でも補聴器購入助成を行うべきではないか。</p>	

令和4年 第2回芦屋町議会定例会 一般質問通告書

氏名	件名	要旨	備考
<p>本田 浩 [一問一答方式]</p>	<p>1. 高齢者の就労について</p>	<p>人生100年時代と言われ、高齢者の就労方法も変化しており、定年を迎えた有能な高齢者の能力を如何に地域社会で発揮できる選択肢について。</p> <p>(1) 芦屋町の高齢者の就労に対する取り組みについて。</p> <p>(2) 高齢者能力活用事業の内容について。</p> <p>(3) 高齢者能力活用事業とシルバー人材センターとの相違について。</p> <p>(4) 高齢者の処遇改善の今後の予定について。</p>	
	<p>2. 地域包括ケアシステム「自助・互助・共助・公助」について</p>	<p>高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最後まで続けることが出来るよう、地域の包括的な支援・サービスの提供体制の構築が望まれる事について。</p> <p>(1) 地域社会の互助の重要性について。</p> <p>(2) 地域力を高める互助団体との関わりについて。</p> <p>(3) 今後、自助・互助の果たす役割について。</p>	
<p>萩原 洋子 [一問一答方式]</p>	<p>1. 選挙の投票率向上について</p>	<p>来年の4月に統一地方選挙が行われるが、選挙でより多くの住民の意志を反映させるためにも投票率を向上させることは大切である。</p> <p>その中でも、投票率の低い若者に選挙への関心を持ってもらうことは今後の投票率向上につながるのではないかと考える。そこで次の点について伺う。</p> <p>(1) 投票率の状況について。</p> <p>(2) 投票率向上について。</p>	
	<p>2. 農業者支援について</p>	<p>我が国の農業は、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄の拡大、海外からの農作物の輸入増加などの問題を抱え経営は難しい状況に置かれている。</p> <p>この状況は芦屋町も同様で、次世代を担う新規就農者や後継者の確保・育成は急務であると考えます。そこで次の点について伺う。</p> <p>(1) 芦屋町の農業者の現状について。</p> <p>(2) 農業者支援について。</p>	

令和4年 第2回芦屋町議会定例会 一般質問通告書

氏名	件名	要旨	備考
<p>長島 毅 [一問一答方式]</p>	<p>1. 芦屋港レジャー港化の現状と今後の展望について</p>	<p>(1) 観光動向調査について。 (2) みなと準備室の現状と今後の活動について。 (3) 機運醸成事業について。</p>	
	<p>2. 新たな観光資源と魅力づくりについて</p>	<p>(1) 今後の芦屋釜の里の展望について。 (2) 芦屋釜PRについて。 (3) 新たな魅力づくりについて。</p>	
<p>信国 浩 [一問一答方式]</p>	<p>1. 防災に関連する取組みについて</p>	<p>近年の地球環境の変化に伴い災害が頻繁に発生しており、今年も水害が危惧される時期となった。また、過去と比べると甚大な被害をもたらす災害がいつ何処で発生するか予想も出来ない。 想定される災害を未然に防ぐ、あるいは被害を最小限に抑える方策は重要となる。そこで、芦屋町の取組みについて伺う。 (1) 総合防災マップの配布対象と配布状況について。 (2) 新しく作成された総合防災マップについて。 (3) 自主防災組織の形成支援について。 (4) 定期的な防災訓練等の実施について。</p>	
	<p>2. 学校教育における部活動支援について</p>	<p>文部科学省等が令和5年度から地域の民間クラブ等に委ねようとしている部活動について伺う。 (1) 芦屋町クラブ活動の現状について。 (2) 芦屋町での民間クラブ等への移行上の懸案事項について。 (3) 他市町村における授業または部活動等での取組みについて。 (4) 芦屋町としての今後の対応策について。</p>	

令和4年 第2回芦屋町議会定例会 一般質問通告書

氏名	件名	要旨	備考
妹川 征男 [一問一答方式]	1. バス停のベンチ、上屋の設置について	<p>J Rが通っていない芦屋町にとって、バス交通は、町民の日常生活を支える重要な役割を担っている。高齢者など交通弱者の通院・買い物移動をサポートすることを目的として平成17年に福祉バスがスタートした。</p> <p>芦屋町巡回路線は当初芦屋地区と山鹿地区の2つのコースであったが、現在は巡回バスとして東コース、南コース、北コースの3コースに変更され2年目になる。芦屋町の公共交通に関する課題について、町は利用者のニーズに応え、コースの変更・増便など積極的に取り組み、改善してきたと考える。そこで、次の点について伺う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 東コース、南コース、北コースと変更してきたが、町民の満足度はいかがか。 (2) 町内の巡回バスのバス停は何カ所設置されているか。 (3) バス停にベンチが設置されていない箇所は何カ所か。 (4) バス停に上屋が設置されていない箇所は何カ所か。 (5) 設置されていない箇所について、今後どのような取り組みをしていくのか。 	
	2. ナイター設備について	<p>第6次芦屋町総合振興計画の「心豊かな人が育つまち」の中の生涯学習には、社会教育の推進と生涯スポーツの充実が掲げられている。その後者の内容の要旨は、スポーツ推進委員や関係団体との連携やスポーツ活動団体の支援などにより、住民の健康増進につながる生涯スポーツを推進し、誰でも気軽にスポーツを行う事ができる機会の創出に取り組むとしており、社会体育施設については、安全で快適に利用できるよう、適切な維持管理を行うと明記されている。</p> <p>第5次芦屋町総合振興計画には、総合運動公園の設備や機器の充実を図るとしており、各種体育施設の適切な管理を始め、住民が生涯にわたりスポーツやレクリエーション活動に親しむことができる環境づくりが必要と明記されている。現在、様々なスポーツ団体やスポーツ少年団などが、スポーツを楽しんでいるのを見かける。しかし、町内外で勤労する人々や退職後に野球やソフトボールを楽しんでいたチーム等が利用していた芦屋中学校のナイターは、設備の老朽化等により使用できず、また芦屋東小学校も十数年前から使用できない状態である。そこで伺う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 遠賀郡内のナイター設備設置状況は。 (2) 今後、改修するのか、または新たに設置することを検討しているのか。 	